

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書【令和6年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊達市は、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県伊達市教育委員会

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務【令和6年3月31日終了】
②事務の概要	食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。 伊達市は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 ※事業は令和5年度で終了
③システムの名称	1. 団体内統合宛名システム 2. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯生活支援特別給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表135の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (情報照会の根拠)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 (情報提供の根拠)情報提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	伊達市教育委員会 こども部 ネウボラ推進課
②所属長の役職名	ネウボラ推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福島県伊達市教育委員会教育総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-573-5852
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	【子育て世帯生活支援特別給付金に関して】 伊達市役所こども部ネウボラ推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉字大地内100番地 電話番号024-573-5652 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-1159
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	すでに終了している事業であり、二段階認証(顔認証・アクセス権限を有すること)が必要な端末で情報を管理しているため、対策は十分であると考えます。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	すでに終了している事業であり、二段階認証(顔認証・アクセス権限を有すること)が必要な端末で情報を管理しているため、対策は十分であると考えます。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称	子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務	子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務【令和6年3月31日終了】	事後	
令和7年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	(省略)	※事業は令和5年度で終了 を追記	事後	
令和7年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表135項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	番号法第9条第1項 別表135の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	事後	
令和7年3月1日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表135項	番号法第19条第8号 (情報照会の根拠)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 (情報提供の根拠)情報提供は行わない	事後	
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年2月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年2月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	
令和7年3月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	十分である	事後	様式改正
令和7年3月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	すでに終了している事業であり、二段階認証 (顔認証・アクセス権限を有すること)が必要な 端末で情報を管理しているため、対策は十分で あると考える。	事後	様式改正
令和7年3月1日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと 考えられる項目	—	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの 対策	事後	様式改正
令和7年3月1日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと 考えられる項目 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	様式改正
令和7年3月1日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと 考えられる項目 判断の根拠	—	すでに終了している事業であり、二段階認証 (顔認証・アクセス権限を有すること)が必要な 端末で情報を管理しているため、対策は十分で あると考える。	事後	様式改正
令和8年3月2日	I 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	【子育て世帯生活支援特別給付金に関して】 伊達市役所こども部ネウボラ推進課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟 橋180番地 電話番号024-573-5652 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関 して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟 橋180番地 電話番号024-575-1159	【子育て世帯生活支援特別給付金に関して】 伊達市役所こども部ネウボラ推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉 字大地内100番地 電話番号024-573-5652 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関 して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟 橋180番地 電話番号024-575-1159	事後	
令和8年3月2日	II 1. 「いつの時点の計数か」	令和7年2月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	
令和8年3月2日	II 2. 「いつの時点の計数か」	令和7年2月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	